

## 福井県告示第492号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、レンタカー等観光二次交通整備業務における助成金交付の事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定公金取扱者の名称および住所  
株式会社福井県旅行業協会  
福井市大東2丁目1-20
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出  
レンタカー等観光二次交通整備業務における助成金
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定した日  
令和6年4月1日
- 4 指摘公金事務取扱者に委託をした日  
令和6年4月1日